

無線局事項書及び工事設計書		
1	免許の番号	
2	申請（届出）の区別 ☐ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許	
3	無線局の種別コード ☐ M S S ☐ R O ☐ その他（ ）	
4	開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5	法人団体個人の別 ☐ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人	
6	都道府県－市区町村コード〔 〕	
	〒（ ）	
	電話番号	
7	氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)	
8	希望する運用許容時間	
9	工事落成の予定期日 ☐ 日付指定：____.____.____ ☐ 予備免許の日から____月目の日 ☐ 予備免許の日から____日目の日	
10	運用開始の予定期日 ☐ 免許の日 ☐ 日付指定：____.____.____ ☐ 予備免許の日から____月以内の日 ☐ 免許に日から____月以内の日	
11	無線局の目的コード ☐ 従たる目的	
12	通信事項コード	
13	フリガナ	
	船舶又は航空機名	
14	通信の相手方 ☐ 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 ☐ 船舶局 ☐ 港湾通信業務を行う海岸局 ☐ 人工衛星局の受信設備 ☐ その他（ ）	
15	識別信号 [MMSI]	
16	停泊港コード	
17	主たる停泊港	
18	船舶の所有者 ☐ 免許人 ☐ その他（ ）	

19	無線局の区別		
20	電波の型式	周波数	
	☐ A3E ☐ A2D	☐ 27MHz 帯 54 波 ☐ 27524 27564kHz	
	☐ A3E ☐ A2D	40MHz 帯 (ch)	
	☐ A3E ☐ A2D	150MHz 帯 ()	
	☐ F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	
	☐ F2B	150MHz 帯 (ch 70)	
	☐ F3E	150MHz 帯 ()	
	☐ F1D	161.5-162.025MHz 25kHz 間隔の周波数 22 波	
	☐ F2B ☐ F1D	ch 70 156.025-156.5125MHz、156.5375-157.425MHz、160.625-160.8875MHz、 160.9125-160.9625MHz 及び 161.5-162.025MHz 12.5kHz 間隔の周波数 182 波	
	☐ F1D	156.025-156.5MHz、156.55-157.425MHz、160.625-160.875MHz、 160.925-160.95MHz 及び 161.5-162.025MHz 25kHz 間隔の周波数 91 波	
	☐		
	☐		
	☐		
	☐ PON	9410MHz	
	☐ QON	9350MHz	
	☐ F1D	161.975MHz 162.025MHz	
	☐ G1B ☐ A3X	☐ 406.025MHz ☐ 406.028MHz ☐ 406.031MHz ☐ 406.037MHz ☐ 406.04MHz ☐ 121.5MHz	
21 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード			
22 船舶番号又は漁船登録番号			
23 用途コード			
24 総トン数			
25 信号符字			
26 旅客定員コード			
27 長さコード			
28 加入海岸局	正加入		
	準加入		

29 無線局の区別					
工 事 設 計 書	30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号	
	☐ 27MHzDSB 送受信機 [27D]				
	☐ 27MHzSSB 送受信機 [27S]				
	☐ 40MHz 送受信機 [40]				
	☐ 150MHz 送受信 (AM) [150]				
	☐ 携帯型 150MHz 送受信機 (FM) [JP]				
	☐ 固定型 150MHz 送受信機 (FM) [JU]				
	☐ VHF データ交換装置 [VDE]				
	☐ 簡易 AIS [AIS]				
	☐ 400MHz 送受信機 (FM) [400]				
	☐ 双方向無線電話 [LP]				
	☐ レーダー [R]				
	☐ 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
	☐ 搜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
	☐ 搜索救助用位置指示無線標識 [ATL]				
	☐ その他 (船舶自動識別装置)				
	☐ その他 ()				
	34 特殊な設備	☐ デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
		☐ ナブテックス受信機 (和文) [NRN]			
		☐ 地上無線航法装置 [LRN]			
		☐ 衛星無線航法装置 [GPS]			
		☐ 無線方位測定機 [ADF]			
		☐ その他 ()			
		☐ その他 ()			
	35 附属装置	☐ 選択呼出装置 [S]			
		☐ 変調信号処理装置 [SM]			
		☐ データ伝送装置 [DT]			
☐ その他 ()					
☐ その他 ()					
36 A T I S 番号					
37 船舶等識別番号					
38 その他の工事設計	■ 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
39 備考					